

ソフトウェア使用・再配布許諾契約書

プロジェクトチーム・ディメンティア（以下、「本団体」といいます。）は、利用者に、ダウンロードその他の手段により提供され、インストールされた「ninninPROJECT」ソフトウェア（以下、「本ソフトウェア」といいます。）を使用する権利を下記の条件で許諾します。

第1条（著作権） 本ソフトウェアに関する著作権等の知的財産権は、本団体に帰属し又は第三者から正当なライセンスを得たものであり、本ソフトウェアは、日本およびその他の国の著作権法ならびに関連する条約によって保護されています。

第2条（権利の許諾） 利用者は、本契約の条項にしたがって本ソフトウェアを使用する非独占的な権利を本契約に基づき取得します。利用者は、利用者が管理下に置くことのできる各種記憶装置を装備したロボット、パーソナルコンピュータ、タブレット等に本ソフトウェアをインストールし、使用することができます。

2 利用者は、本ソフトウェアをバックアップまたは保存の目的において複製することができます。

3 利用者は、本ソフトウェアを商用以外の目的で改変できるものとします。改変の際、ソースコードに記載されている著作権表示を削除することはできません。

4 改変したソフトウェアは **Web** サイト等、公衆が視認できる媒体にて公開するものとします。またその旨を本団体に通知することとします。

5 改変したソフトウェアの使用許諾・再配布に関する契約は本契約を継承することとし、本文書と同じものをそのソフトウェアに同梱することとします。

6 改変したソフトウェアの改変部分に関しては、改変した利用者がその該当部分の著作権を保持します。該当箇所が分かるよう、ソースコードにその旨を記載することとします。

7 本ソフトウェアのソースコード以外に、他の媒体等に本ソフトウェアを掲出する場合、本団体の本ソフトウェアにおける著作権表示を行なってください。様式は以下とします。

ninninPROJECT © ProjectTeam Dementia / ninnin-project.com

医学監修・高瀬義昌医師（たかせクリニック）

8 改変したソフトウェアを再配布する場合、ソースコード以外の媒体でその改変したソフトウェアを掲出する際も、前項の著作権表示を保持したままとし、その表示に続くかたちで改変部分の著作権表示を行なってください。また同時に改変部分に関しては、医学監修を受けていないことを明示してください（個別に利用者の責任で医学監修を受けた場合はのぞく）。

第3条（制限事項） 利用者は、本ソフトウェアを有償で販売する目的、またはその他の商用の目的をもって本ソフトウェアの改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルをすることはできません。ただし、適法と認められる場合はこの限りではありません。

2 利用者は、本契約書に明示的に許諾されている場合を除いて、本ソフトウェアを全部または一部であるかを問わず、使用、複製することはできません。

3 利用者には本ソフトウェアを第三者へ再度使用許諾する権利はなく、また利用者は本ソフトウェアを第三者に有償にて販売、貸与またはリースすることはできないものとします。

4 利用者は本ソフトウェアを利用した催事（オンライン上のものも含む）を行なった際、本団体に文書と数点の写真等（オンライン上の催事の場合画面キャプチャも含む）をもって状況を報告していただきます。その内容は本団体が運営する **Web** サイトにて公開することとします。

第4条（保証の放棄） 本ソフトウェアは、一切の保証なく、現状で提供されるものであり、本団体はその商品性、特定用途への適合性をはじめ、明示的にも黙示的にも本ソフトウェアに関して一切保証しません。本ソフトウェアに関して発生するいかなる問題も、利用者の責任および費用負担により解決されるものとします。

第5条（責任の制限） 本団体は、本契約その他いかなる場合においても、結果的、付随的あるいは懲罰的損害について、一切責任を負いません。利用者は、本ソフトウェアの使用に関連して第三者から利用者になされた請求に関連する損害、損失あるいは責任より本団体を免責し、保証するものとします。

第6条（契約期間） 本契約は、利用者が本ソフトウェアをダウンロードし、または利用者のハードウェアにインストールされた日をもって発効し、次によって終了されない限り有効に存続するものとします。

2 利用者が本契約のいずれかの条項に違反したときは、本団体は、利用者に対し何らの通知、催告を行うことなく直ちに本契約を終了させることができます。その場合、本団体は、利用者の違反によって被った損害を利用者に請求することができます。なお、本契約が終了したときには、利用者は直ちに利用者のハードウェアに保存されている本ソフトウェアを破棄するものとし、その旨を文書（電子的文書も可能とします）をもって通知することとします。

第7条（輸出管理） 利用者は、本ソフトウェアあるいはそれに含まれる情報・技術を日本ならびにその他の関係国が出荷等を禁止ないし制限している国に出荷、移転または輸出しないことに同意します。

第8条（その他） 本契約は日本国法を準拠法とします。本契約に関連または起因する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としてこれを解決するものとします。